

令和6年建設業法改正対応 住宅リフォーム工事請負契約約款の解説

リフォーム工事の請負契約に重要な法令である建設業法の改正が令和2年10月から施行されています。さらに、労務費へのしわ寄せ防止として契約前のルールや契約後のルールがより厳格化された改正建設業法が令和6年から順次施行されています。建設業法以外にも令和2年4月に民法改正、令和4年6月に特定商取引法の改正及び石綿障害予防規則の改正など、リフォーム工事を取り巻く社会状況が以前にもまして厳しくなっています。

本セミナーは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、住宅リフォーム工事の契約や約款を「建設業法」、「特定商取引法」等に照らし合わせ、分かりやすく解説いたします。

日 時

令和8年2月3日(火)

14:00 ~ 16:00 (開場 13:30)

会 場

広島県立体育館大会議室(定員:80名)

〒730-0011

広島県広島市中区基町4-1

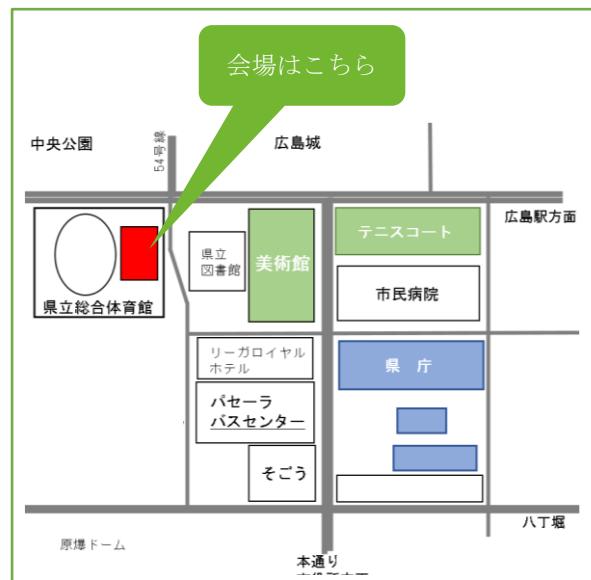
アストラムライン県庁前から徒歩3分

講義内容

- 1.工事請負契約約款の目的
- 2.住宅リフォーム工事請負契約書について
- 3.約款の内容について
- 4.特定商取引法について

受講料

無料



犬塚浩弁護士プロフィール

◆略歴◆

(学歴) 1986年3月 慶應義塾大学 法学部 法律学科 卒業
1990年11月 司法試験合格

(職歴) 1993年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

(弁護士会歴)

2008年4月~2009年3月 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長
2012年4月~2013年3月 第二東京弁護士会副会長
2015年4月~現在 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員

(日本弁護士連合会歴)

2014年6月~現在 日弁連住宅紛争審査会運営委員会委員

(官公庁、その他法律に基づく委員歴)

国土交通省住宅局市街地建築課「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」委員
(同)「マンション敷地売却・建替えに関する専門家相談等PT」座長

(民間団体歴) 一般財団法人ベターリビング評議員(現)



WEB又はFAXからお申し込みください。

WEB: <https://forms.gle/pm5bGVjPf3T8NEjQ6>



FAX:下欄にご記入の上、FAXにてお送りください。 FAX番号: 082-223-3551

お名前	フリガナ	
ご連絡先	会社名:	
	電話番号:	FAX番号:

■主催:一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会/ひろしま住まいづくり支援ネットワーク
お問い合わせ先:082-513-4164(事務局:広島県住宅課)